

郵送による戸籍関係届出について

令和2年11月
在ベルギー日本国大使館

以下に記載の戸籍の届出については郵送による届出が可能です。

☆郵送可能な届出書

- ・ 出生届
- ・ 婚姻届

その他の戸籍関係届については領事部（02-500-0580）までお問い合わせ下さい

- 送付先 Service Consulaire（戸籍関係届出書在中）
Ambassade du Japon
Rue Van Maerlant 1
1040 Bruxelles

○郵便事故等による書類紛失は、当館では責任を負いかねますので、あらかじめご了承ください。また、郵送にあたっては追跡が可能な、「書留郵便」のご利用をお勧めいたします。

○郵送にあたられては、届書及び必要な添付書類と共に、届出人のパスポートの人事事項ページ及び、ベルギー滞在許可証のコピー（両面）を同封して下さい。

○届書ご記入の際は、必ず記載例をご参照下さい。なお、記載例にない事例については、個別にご説明しますので、お電話にて領事部（02-500-0580）までご連絡ください。

○誤記載や添付書類漏れなどにより、手続きの停滞を防止する観点から、事前確認をさせて頂ければと思います。つきましては、届書等を郵送頂く前に、ご連絡先と共にメールの添付ファイル、或いはFAXにて届書及び全ての添付書類の写しを以下宛先までお送りください。確認させて頂いた後、当館よりご連絡をさせていただきます。ご協力の程、お願いいたします。

●MAIL : cs.japan@bx.mofa.go.jp

●FAX : (02) 513-4633